

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	各種母子保健事業の実施対象者及び実施歴がある札幌市民等
その必要性	番号法の改正により、母子保健法による健康診査に関する情報については、番号法第19条第7号の規定により、他の自治体から情報照会があった場合には、情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う必要があるため、これらに対応するために個人番号を利用する。情報照会に対しては、実施歴の有無を含めて情報提供を行う必要があることから、各種母子保健事業の対象者及び実施歴がある市民全てについて情報を記録する必要がある。
④記録される項目	100項目以上 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (母子保健関係情報)
その妥当性	1 識別情報 対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報 対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 母子保健関係情報:母子保健事業の実施状況の管理及び勧奨を適切に行うため保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和2年6月1日
⑥事務担当部署	札幌市保健福祉局保健所健康企画課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 （札幌市市民文化局地域振興部戸籍住民課） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）								
②入手方法	☒ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）								
③入手の時期・頻度	1 識別情報：随時（変更時等） 2 連絡先等情報：随時（変更時等） 3 業務関係情報 ・母子保健関係情報：随時（各種母子保健事業実施時点）								
④入手に係る妥当性	・母子保健事業の実施状況の管理を適正に行うために、各種母子保健事業の実施に係る情報収集を行う必要がある。								
⑤本人への明示	番号法第9条第1項 別表第一の49の項に該当しており、番号法及び母子保健関係法令により明示されている。								
⑥使用目的 ※	行政運営の効率化と適正な母子保健事業の実施のため。								
	変更の妥当性	－							
⑦使用の主体	使用部署 ※	札幌市保健福祉局保健所健康企画課及び各区役所保健福祉部健康・子ども課							
	使用者数	[100人以上500人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	1 各種母子保健事業の対象者の管理に関する事務 ・各種母子保健事業を実施した機関を経由して収集した対象者の氏名・生年月日・住所・性別から住民基本台帳等にて個人を特定し、母子保健事業の実施状況等を管理する。 ・各種母子保健事業の実施率・受診率等の統計を作成する。 ・番号法第19条第8号の規定による情報照会に対応するため、対象者の管理については、システム基盤（個人基本）により連携された個人番号を利用する。 2 母子保健事業の勧奨等、実施率・受診率の向上に向けた施策に関する事務 ・住民基本台帳から対象者を抽出して、各種母子保健事業の勧奨等を実施する。								
	情報の突合 ※	各種母子保健事業を実施した機関を経由して収集した対象者の氏名・生年月日・住所・性別から住民基本台帳等にて個人を特定する。							
	情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については、個人を特定しない方法で実施する。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	－							
⑨使用開始日	令和2年6月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	母子保健情報システム保守業務	
①委託内容	母子保健情報システム保守業務の円滑な運用を行うことを目的として、システムソフトウェア及びハードウェアの運用支援・障害対応を行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	母子保健情報システムの安定した稼働のため、システムにて管理する母子保健情報ファイル全体に対して保守・点検を実施する必要がある。
③委託先における取扱者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 ○ その他 (個人情報の取扱いを許可している事務室内でのシステム操作)	
⑤委託先名の確認方法	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。	
⑥委託先名	日本コンピューター株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	業務内容の一部であって、役務の性質上やむを得ないと認められる事項。
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている （ ）件 [] 移転を行っている （ ）件 [] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第69項の2)
②提供先における用途	母子保健法による保健指導、訪問指導、健康診査等に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	母子保健法による健康診査に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	母子保健法による健康診査の実施対象者及び実施歴のある者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<札幌市における措置> 1 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室は厳重に管理されている。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [20年以上]
	その妥当性	母子保健法では保存期間についての規定はないが、①健康診査は同一人に対して長期にわたり複数回実施するものであること、②乳幼児期のデータが成人になってから必要になる場面があることなどから、20年以上保管する必要がある。 <保管期間(詳細)> 1 対象者が札幌市に在住している間は、情報を保管する。 2 対象者が札幌市より転居した場合は、対象者が65歳に達する日の属する年度の末日まで、情報を保管する。ただし、65歳に到達した者であっても、最後に情報照会等があったから10年間が経過していない場合には、情報照会等があった後、10年が経過する日が属する年度の末日まで、情報を保管する。
③消去方法		<札幌市における措置> 1 保管期間が経過した後の特定個人情報は、本市の指示に基づき母子保健情報システムの保守・運用を行う事業者が消去する。 2 保管期間を経過した紙書類は、シュレッダーで完全に裁断する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が、保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
7. 備考		